



カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2012年3月号（489号）》

目 次

報 告

・常任司教委員会	1
・社会司教委員会	3
・「司牧の手引き」編纂特別委員会	3
・典礼委員会	4
・学校教育委員会	5
・難民移住移動者委員会	7
・正義と平和協議会	8
・部落差別人権委員会	10
・部落問題に取り組むキリスト教連帯会議	12
・子どもと女性の権利擁護のためのデスク	13
・中央協議会事務局（総務）	13
公文書	14

常任司教委員会

■1 月定例常任司教委員会

日 時 2012年1月12日（木）10：00－15：10
場 所 日本カトリック会館 会議室2
出席者 委 員 7人
事務局 8人

報 告

1. 教皇庁発表による枢機卿任命について

1月6日、サンピエトロ広場での「お告げの祈り」の中で、教皇ベネディクト十六世は、2月18日に22名の枢機卿の親任を行うことを発表した。

2. 「信仰年」に関する教皇庁からの発表について

教皇ベネディクト十六世は、2011年10月16日に「信仰年」（2012年10月11日開始、2013年11月24日終了）開催を発表した。それにともない、2012年1月7日に「信仰年」をふさわしく過ごすための「覚え書き」が教理省から発表になったことが報告された。教理省からの指針に基づいた日本司教協議会としての「信仰年」にあたっての対応については、常任司教委員会で検討後、司教総会において確定することを申し合わせた。

3. 日本カトリック司教協議会の2012年度活動方針について

12月常任司教委員会での諸意見に基づき修正した「日本カトリック司教協議会2012年度活動方針」が提示されたので確認を行い、確定した。

4. 列聖列福特別委員会からのメッセージについて

列聖列福特別委員会では、日本二十六聖人殉教者の列聖および再宣教150周年にあたってのメッセージを日本二十六聖人殉教者の記念日である2月5日に向けて発表する。本常任司教委員会での諸意見を加味して修正したメッセージを確定版とした。

5. 東日本大震災に関するカリタスジャパンの対応について

東日本大震災にあたっての、現在までの募金状況と活動状況がカリタスジャパン・菊地功司教から報告された。12月27日現在のカリタスジャパンへの募金は、637百万円、国際カリタスからの募金が469百万円で計1106百万円となった。

6. 中央協議会の口座に入金された義援金について

12月31日現在、中央協議会の口座に入金された東日本大震災関連の義援金とその使途に関する報告が行われた。義援金総額は73,008,215円、支出合計は、15,956,950円、残高は57,051,265円となった。

審 議

1. 2011年度臨時司教総会内容確認について

本年2月13日－17日に開催予定の臨時司教総会で取り扱う報告事項および議題の確認を行った。臨時司教総会の内容確定は、2月の常任司教委員会で行う。

2. 東日本大震災1年を迎える対応について

2012年3月11日（日）に東日本大震災1年を迎えるにあたって、日本司教協議会として対応する事項について検討し、以下のとおり確定した。

①東日本大震災1年を迎えるにあたっての司教協議会会長談話

本常任司教委員会での諸意見を加味して修正後、配布。

②2012年3月11日（日）に全国の教会で使用できる公式祈願

本常任司教委員会での諸意見を加味して修正後、配布。

③2012年2月15日（水）開催のミサ

正式名称：「東日本大震災一周年を前にして『犠牲者追悼と復興祈願ミサ』」

*ミサに関する諸事項は本常任司教委員会の諸意見に基づいて対応。

④エキュメニカルな合同祈祷集会を全国で任意に開催するための式文

式文を承認。配布部数は、カトリックとして5,000部（日本キリスト教協議会も5,000部必要なため、計1万部印刷）

⑤2012年3月11日（日）日本キリスト教協議会と合同で開催する祈祷集会は、15時からカトリック麹町教会で行う。

主司式・説教：岡田武夫大司教。

3. 新教会法典第VI集「教会における制裁」改訂案について

教会行政法制委員会から提出された新教会法典第VI集「教会における制裁」改訂案への意見に本常任司教委員会で出された諸意見を加味して修正した意見書を教皇庁・法文評議会に提出することを承認した。

4. 日本カトリック神学院の中央協議会への組み入れに伴う、東京大司教区からの寄付について
日本カトリック神学院の中央協議会への組み入れに伴い、東京大司教区からの日本カトリック神学院・東京キャンパスの土地・建物・関連資産および負債の寄付申し込みを責任役員会として受諾した。

5. 中央協議会発行出版物の企画承認について

出版審議会から提出された以下の書籍を中央協議会から発行することと出版企画書を承認した。

書籍名 「なぜ教会は社会問題にかかわるのかQ & A」

編 者 社会司教委員会

内 容 社会問題への教会のかかわりについて問答形式で解説する書籍

社会司教委員会

■司教秘書合同会議

日 時 2012年1月13日(金) 15:00-18:00

場 所 カトリック会館 会議室2

出席者 10人

報 告

1. 社会司教委員会冊子編集状況について
2. 司教のための社会問題研修会について
3. 米国のサバラ司教の招待について
4. 2012年度平和旬間会長談話について

審 議

1. 「なぜ教会は社会問題にかかわるのか」出版記念シンポジウムについて
出版記念シンポジウムを各教会管区において順次開催する。開催地は横浜教区、長崎教区、大阪教区とし、各シンポジウムには社会司教委員から2名の司教が交代でシンポジストになり、司会と挨拶も社会司教委員の司教があたる。毎回、「第二バチカン公会議から50年～教会は激動の時代をどう生き抜いたか」(仮称)をテーマにJ.マシア師が導入の話をする。共通のポスターを作成し、各教区事務所に送付する予定。
2. 『聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのガイドライン(試案)』について
子どもと女性の権利擁護のためのデスクから提出された同ガイドライン(試案)を臨時司教総会前に配布し、司教方に事前に読んできてもらうことを確認した。

「司牧の手引き」編纂特別委員会

■2011年度第1回委員会

日 時 2011年12月17日(土) 14:00-17:00

場 所 日本カトリック神学院 福岡キャンパス(福岡市)

出席者 4人

報 告

本委員会召集に関する経緯と、今後の活動について委員長より説明が行われた。

審 議

1. 「司牧の手引き」の対象者（利用者）は司牧者・宣教者とする。
2. 「司牧の手引き『葬儀』」の初案について、構成と内容については次回の継続審議とする。
3. 2011年度臨時司教総会に提出する議案について検討を行い、1月の常任司教委員会に提出することを確認した。

次回委員会 2012年1月27日（金）15:00-17:00 カトリック広島司教館

典礼委員会

■定例会議

日 時 2012年1月16日（月） 13:30-17:30
場 所 カトリック横浜司教館 会議室（神奈川・横浜市）
出席者 13人

報 告

東日本大震災から1年を迎えるにあたって

2012年3月11日は四旬節第3主日にあたっており、通常は「洗礼志願者のための典礼」が行われるため、東日本大震災から1年に際しての特別なミサは計画されていない。ただし、洗礼志願者がいない共同体などで選択的に使用することができるよう、犠牲者と被災地復興のための公式祈願を用意したいという司教団の意向を受け、カトリック中央協議会事務局が公式祈願を準備した。この公式祈願は1月4日-6日に開催された『ミサ典礼書』改訂委員会で検討され、1月12日の常任司教委員会で承認された。また、『聖書と典礼』（オリエンズ宗教研究所）には大震災一周年に関連した共同祈願の意向が一つ掲載される。

なお、臨時司教総会会期中の2月15日には、全司教と駐日教皇大使の共同司式による「犠牲者追悼と復興祈願ミサ」を東京大司教区カテドラル関口教会で執り行う。

さらに3月11日には、司教団と日本キリスト教協議会の共催で、東日本大震災一周年にあたり追悼と再生を願う合同祈祷集会がカトリック麹町教会で開催される予定。

小講話 「プサルモディアについて」（高橋重幸 顧問委員）

審 議

1. 2012年度全国典礼担当者会議について
来年度開催の掲記会議のテーマについて、アンケートに基づいて検討した。2013年に『典礼憲章』発布50年を迎えるにあたり、司祭を含めて信者の典礼教育について、『典礼憲章』を振り返りつつ、その後に発布された関連の公文書の位置づけを再確認する内容で、テーマを整える。
2. 典礼用「詩編」改訂作業の方針について
2011年12月21日に開催された典礼用「詩編」改訂小委員会による改訂訳をふまえ、今後の作業方針について意見交換を行った。
3. 「叙唱」改訂訳の要再検討箇所について
2010年度定例司教総会で再検討を求められた「叙唱」改訂訳について検討を行った。検討結果は、常任

司教委員会に提出する。

4. 聖週間の典礼に関する規則の補足について

聖週間の典礼に関する諸規則は、現行『ミサ典礼書』には明記されていないものもあり、問い合わせも多い。現場の司祭に通知する必要があるこうした規則について整理した文書を、当委員会の名前で配布する。本件については、常任司教委員会に報告する。

次回定例会議 2012年3月12日(月) 10:00-15:30 日本カトリック会館

■『ミサ典礼書』改訂委員会

日時 2012年1月4日(水) 15:00-6日(金) 12:00

場所 聖心会裾野修道院 ビラ不二(静岡・裾野市)

出席者 9人

審議

新『ミサ典礼書』の「司牧者用手引書」について

前回の指摘に基づいて各担当者が修正した司式者用の「手引き書」(案)について検討した。今回の指摘を受けてさらに修正を加えたものを、次回も引き続き検討する。

■典礼用「詩編」改訂小委員会

日時 2011年12月21日(水) 14:00-17:00

場所 日本カトリック会館 会議室5

出席者 3人

現行の典礼用「詩編」(『ともに祈り・ともに歌う「詩編」現代語訳』)をヘブライ語原文に基づいて修正した改訂訳の検討を始めた。今回の作業で課題となった作業方針について、2012年1月16日の定例会議で検討する。

学校教育委員会

■第130回 学校教育委員会

日時 2011年12月19日(月) 15:00-17:00

場所 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)

出席者 8人

報告

品田委員より、「日本カトリック学校連合会の動き」について

審議

1. 「第25回 校長・理事長・総長管区長の集い」

①テーマ(タイトル)の確定

テーマは、「カトリック学校の原点を求めて」にする。

②全体のスケジュール確定

- ③ 2日目の分科会のテーマである、「存廃問題対応規定」「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」という司教団が承認した文書をどのような形で扱うか。
- ・司教総会に向けては、「集い」でこの文書についての意見を聞き、その上で学校教育委員会として改訂の提案という形で準備する。
 - ・各司教に案内状を送る際に、この文書2点も同封する。
 - ・分科会では、アンケートで寄せられた意見を何らかの形にまとめたものについて討議してもらう。
- ④ 分科会を設けるとしたら、どのようなグループに分けるか。
- 1 グループを8人程度とし、あらかじめこちらで立場を考慮しながら分ける。
- ⑤ 事前アンケートを取る場合、どのような内容にするか。
- 次回の委員会までに、事務局でアンケートのたたき台を作っておく。
- ⑥ 「集い」委員の役割分担
- 役割分担は、次回会議で決める。

2. 品田委員からの提案

NPO 法人長崎巡礼センター（長崎市）が、カトリック学校の修学旅行を長崎・五島に誘致したいという試みがあり、カトリック学校関係者と視察旅行に行った。250年あまりの間、七代にわたってキリスト教の信仰を潜伏しながら伝えてきた歴史の地に実際に行き、心動かされるものがあった。学校教育委員会が企画し、カトリック学校の先生方を対象とした研修旅行として、年に1回提供することは可能か。

- ・この提案については、2013年度を目指して、次回会議で再度検討する。

次回会議 2012年1月13日（金）10:00-12:00 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院（東京・千代田区）

■第131回 学校教育委員会

日時 2012年1月13日（金）11:00-12:00
 場所 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院（東京・千代田区）
 出席者 8人

審議

1. 「第25回 校長・理事長・総長管区長の集い」

○各委員の役割分担を決定

○分科会について

- ・分科会は、1グループを7、8人とした25グループに分け、二つの司教団承認文書についてそれぞれ話し合い、グループでまとめたものをカードに記入してもらう形とする。
- ・「カトリック学校の存廃問題に対する司教団の対応規定」「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」については、これらを作成するに至った経緯を品田委員に調べてもらい、事前に参加者に配布する。

○アンケートの内容

各アンケートは、各学校1通の回答とする（理事長・校長で相談して記入してもらう）。

① 「日本カトリック学校としての自己点検評価基準」

最初に、「過去5年間、どのように使用してきたか」を問い、これ以外に必要と思われる項目や意見を自由に書いてもらうスペースを追加する。

② 「カトリック学校の存廃問題に対する司教団の対応規定」

始めの問かけとして、「約10年を経過したこの文書について、社会情勢が変わってきている中、皆様の中で、こうあってほしい、この点は難しいのではないか、などのご意見がございましたらお書きください。」とする。

③ 『キリスト教理解のために』

このアンケートは、冊子を使用した結果の、具体的な成果を問うものにした。

2. 長崎・五島の研修会について
次回会議で再度検討する。

次回会議 2012年2月2日(木) 18:00-20:00 日本カトリック会館

難民移住移動者委員会

■2011年度全国担当者会議

日時 2011年11月28日(月) 13:00-29日(火) 12:00
場所 日本カトリック会館 マレラホール
参加者 30人

報告

1. 委員会事務局より
2011年度活動報告があった。
2. 教区別報告
各教区の委員会の活動、外国人司牧について報告があった。
3. 分野別報告
スペイン語圏司牧、フィリピン人司牧、ブラジル人司牧、収容所問題担当、AOS(船員司牧)などの各担当者から、それぞれの分野における報告が行われた。

審議

1. 2012年度活動計画について
2. 教会管区ごとの打ち合わせ
教会管区セミナーなどの計画案が話し合われた。

講演会「改定入管法と外国籍住民」11月28日(月) 14:45-17:15 マレラホール

講師 佐藤信行さん(在日韓国人問題研究所(RAIK)所長) 終了後、質疑応答。

参加者 (全国担当者会議出席者以外) 約30人

各教会管区で伝達ができるように、2人ずつ代表者が参加した。

■FRJ(なんみんフォーラム)2011年度第5回会議

日時 2012年1月18日(水) 14:00-17:30
場所 イエズス会 岐部ホール(東京・千代田区)
出席者 カトリックから1人

報告

1. 収容代替措置プロジェクトチームからの報告
2. 東日本入国管理センターの医療について

審議

第三国定住に関する提案について

正義と平和協議会

■事務局会議

日 時 2011年12月15日(木) 11:00-13:00

場 所 カトリック会館 会議室3

出席者 6人

報 告

1. 濟州島海軍基地日韓連帯会議の報告
12月5日(月)-7日(水)に行われた上記会議に参加した大倉一美師より報告があった。
2. クリスマスカードの発送先の報告
3. 全国会議の準備状況の報告
4. 脱原発世界会議に賛同した。同会議は、2012年1月14日(土)-15日(日)にパシフィコ横浜(神奈川・横浜)で行われる。

審 議

1. 全国会議の内容を検討した。
2月24日(金)
 - ・濟州島海軍基地日韓連帯会議の報告
 - ・モンゴルへの原子炉輸出問題についての勉強会
 - ・沖縄米軍基地、泡瀬干潟埋め立て事業について報告2月25日(土)
 - ・全国集會長崎大会の準備状況
 - ・各地スタディツアーの報告全国会議講演会について
日時 2012年2月25日(土) 15:30-17:30
テーマ 「3・11福島第一原発以後・・・日本社会の進むべき道を考える」
講師 澤井正子さん(原子力資料情報室)
場所 カトリック麹町教会 ヨセフホール(東京・千代田区)
2. 来年度の基本テーマについて
 - ・基地問題への取り組み
 - ・司教団メッセージ「いまずぐ原発の廃止を」に応える具体的な行動
3. 韓国・濟州島訪問について

■NCC 平和・核問題委員会

日 時 2011年11月24日(木) 15:00-17:45

場 所 日本キリスト教会館 会議室(東京・新宿区)

出席者 カトリックから1人

報 告

1. 各地の脱原発関連催しの報告
2. 軍事基地関連(沖縄、座間、横須賀)の活動報告

審 議

1. 「平和憲法推進プロジェクト」の解散に伴い、課題を平和・核問題委員会で引き継ぐ件を審議し、受け入れることになった。
2. 第三回脱原発フォーラム開催について
日時 3月10日(土) 13:00-16:00
場所 日本基督教団 信濃町教会(東京・新宿区)
講師 クリス・バズビー博士(ヨーロッパ放射線リスク委員会)

■NCC 平和・核問題委員会

日 時 2011年12月15日(木) 15:00-17:30
場 所 日本キリスト教会館 会議室(東京・新宿区)
出席者 カトリックから1人

審 議

1. 第三回脱原発フォーラム開催について
2. フォーラム報告書作成、チェルノブイリツアーについて

■NCC 女性委員会

日 時 2011年11月30日(水) 10:30-13:00
場 所 聖公会センター(東京・新宿区)
出席者 カトリックから1人

報 告

1. 東日本大震災被災者支援の報告
2. 国際人権規約完全実施促進連絡会議に、日本軍「慰安婦」問題への要望を提出した。

審 議

東日本大震災被災地への具体的な支援について

■NCC 靖国神社問題委員会

日 時 2011年12月5日(月) 18:00-20:00
場 所 日本キリスト教会館 バプテスト同盟会議室(東京・新宿区)
参加者 カトリックから2人

報 告

1. 各地の政教分離訴訟に関して報告
2. 各教派、団体からの報告

審 議

1. 声明文、要請文文案を検討
2. Xデー・大喪の礼・即位礼・大嘗祭問題 Q&A の冊子編集作業について
3. NCC 総会資料作成について

4. 学習会「Xデー・即位礼・大嘗祭に向けて 第7回目」

■平和を実現するキリスト者ネット

日 時 2012年1月12日(木) 15:00-17:00
場 所 日本キリスト教会館 会議室(東京・新宿区)
出 席 カトリックから1人

報 告

1. 会計、賛同状況
2. 集会・行動の報告

第95回自衛隊ソマリア沖派兵中止を求める宗教者国会要請行動(平和をつくりだす宗教者ネットより)
2011年11月25日(金) 衆議院第2議員会館第6会議室
署名提出413筆 総数 87,535筆
首相官邸前祈念行動

第96回自衛隊ソマリア沖派兵中止を求める宗教者国会要請行動(平和をつくりだす宗教者ネットより)
2011年12月21日(水) 衆議院第2議員会館第6会議室
署名提出295筆 総数 87,830筆
首相官邸前祈念行動

3. キャロリング・フォー・ピースの報告
参加者70人。

審 議

1. 第97回自衛隊ソマリア沖派兵中止を求める宗教者の要請行動(1月26日)要請メンバーについて
2. ニュースレター124号(3月合併号)について
3. キャロリング・フォー・ピースのカンパの送金先について
4. 「さようなら原発1000万署名」への取り組みについて
締め切りが近づいているので、積極的に呼びかけを行う。

部落差別人権委員会

■定例委員会

日 時 2011年12月2日(金) 11:00-16:00
会 場 日本カトリック会館 会議室2
出席者 12人
欠席者 2人

報 告

1. 2011年度全国会議について
各自感想を述べ、報告とした。
2. 部落解放・人権文化フォーラム2011
渡邊泰男師より、11月21日(月)-22日(火)に行われた「部落解放・人権文化フォーラム」について報告があった。1日目は浅草公会堂(東京・台東区)を主会場に全体会と分科会が開催され、参加者は約1000人。2日目は八王子(東京)で特別分科会「八王子市の被差別部落フィールドワーク」を行った。

3. シンポジウム『『被曝』新たな被害をもたらすもの～福島原発について考える～』
太田 勝師より、長崎教区福音化推進部人権委員会が11月27日(日)に長崎カトリックセンターで開催したシンポジウムについて報告があった。
4. 狭山事件の再審を求める市民集会について
12月1日(木)、「狭山事件の再審を求める市民集会」が日比谷野外音楽堂(東京・千代田区)で開催され、全国から約3000人が参加した。集会後、国会請願行進を行い、25万を超える証拠開示の法制化を求める請願署名を提出した。

審 議

1. 2012年度の計画について
 - (1) ハンセン病問題
「ハンセン病市民学会総会・交流会」「ハンセン病療養所の将来構想」について審議。2012年5月12日(土)～13日(日)に国立療養所松丘保養園(青森市)で行われる市民学会に参加する。将来構想については次回定例委員会で審議する。
 - (2) 夏季合宿
2012年7月7日(土)～8日(日)に岡山県で夏季合宿を行う。次回定例委員会までに具体化する。
 - (3) シンポジウム「福音と差別」
「いのち・原発・差別」をテーマに、シンポジウムを2012年9月8日(土)、サクラファミリア(大阪市)で開催する。シンポジストは次回定例委員会で決定する。
 - (4) 正義と平和全国集会長崎大会
「正義と平和全国集会長崎大会」が2012年10月6日(土)～8日(月)に開催される。大会実行委員会の計画を踏まえて参加方法を検討する。
 - (5) 全国会議
開催日は2012年11月4日(日)～5日(月)。前回の定例委員会において宮城県で開催することにした。諸般の事情(交通手段・会場)を検討した結果、2012年度全国会議は日本カトリック会館(東京・江東区)で開催する。
 - (6) 春季合宿
2013年3月、福島県で春季合宿を開催する。
2. 2012年度予算原案について
事務局から提案された2012年度予算原案について審議し、承認した。
3. 「福島差別を許さない緊急アピール」について
テーマは「福島差別を危惧するアピール」とする。審議した内容を事務局でまとめ、委員に確認の上、発表する。

■事務局会議

日 時 2012年1月20日(金) 11:00～15:00
会 場 日本カトリック会館 会議室4
出 席 7人

報 告

1. 狭山事件「第9回三者協議」について
狭山事件の再審請求審の第9回三者協議(東京高裁・東京高検・狭山弁護団)が2011年12月14日(水)に東京高等裁判所で開かれ、検察側から新たな証拠14点が開示された。
2. 「福島差別を危惧するアピール」について

12月22日付で「福島差別を危惧するアピール」を発表した。

3. 大阪教会管区部落差別人権活動センター
部落問題に取り組むキリスト教連帯会議（部キ連）について
役員会を1月24日（火）に日本キリスト教会 大阪北教会（大阪市）で開催する。

審 議

1. 夏季合宿
2012年7月7日（土）－8日（日）に岡山県で行う夏季合宿の内容について
2. シンポジウム「福音と差別」
「いのち・原発・差別」をテーマに、2012年9月8日（土）にサクラファミリア（大阪市）で行うシンポジウムについては、本日決めた候補者3人にシンポジストを打診。
3. 正義と平和全国集会長崎大会
大会実行委員会より大会要綱が出た段階で参加方法を検討する。
4. 全国会議
全国会議のあり方について
5. 2013年春季合宿
2013年3月9日（土）－10日（日）に福島県で春季合宿を開催する。本日決めた講師候補者に打診。
6. ハンセン病問題
「ハンセン病療養所の将来構想」について

部落問題に取り組むキリスト教連帯会議

■役員会

日 時 2011年11月18日（金）10:30－12:15
会 場 日本キリスト教会 大阪北教会（大阪市）
出席者 カトリックから1人

報 告

1. 学習会
日本バプテスト連盟の古賀昭範委員が、東京・浅草の被差別部落でのフィールドワーク報告に基づいて発表。
2. 委員会報告
第22回加盟教団・教派行政責任者部落差別問題研修会（大阪・和泉市）の日程を、2012年2月27日（月）または28日（火）で検討中。
3. 各教団報告
カトリックからは、10月の対話集会と、11月の京都・田中部落での現地学習について報告。

審 議

1. 第22回加盟教団・教派行政責任者部落差別問題研修会（大阪・和泉市）について検討し、2012年2月27日（月）11:00に現地集合という形で行うことにした。
2. 2012年狭山現地研修・学習会および狭山再審・証拠開示要請行動日程については、2012年3月5日（月）－6日（火）とする。

子どもと女性の権利擁護のためのデスク

■定例会議

日 時 2012年1月12日(木) 15:00-17:30

場 所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 5人

審 議

1. 「聖職者による子どもへの性虐待に対応するためのガイドライン(案)」について
配布資料に基づき、意見交換を行った。社会司教委員会の承認を経て、2月臨時司教総会に議案として提出する。
2. 2012年度活動予定
 - ① 相談窓口設置のためのサポート研修会を1回開催する。参加対象は教区の担当者。会場はサクラファミリア(大阪市)。
 - ② DVの相談を受ける立場にある人(司祭、修道者、信徒)を対象に、研修会を年3回開催する。全国の司教および教区事務局長あてに案内書を送付し、希望する教区には無料で講師を派遣する。講師は当デスク委員の中島幸子さん。

中央協議会事務局

■総務

3月会議予定

1日(木)	社会司教委員会司教秘書合同会議	日本カトリック会館
1日(木)	青少年司牧部門 YOUCAT 翻訳会議	真生会館(新宿区)
2日(金)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク	日本カトリック会館
7日(水)	HIV/AIDS デスク会議	//
9日(金)	日本盲人社会福祉施設協議会理事・評議員会	//
12日(月)	典礼委員会定例会議	//
13日(火)	カリタスジャパン委員会	//
14日(水)	「公式祈願」研究小委員会	サレジオン・シスターズ 山中雪の聖母修道院(山梨・南都留郡)
14日(水)	カリタスジャパン啓発部会	日本カトリック会館
16日(金)	社会福祉法人ぶどうの木理事会・評議員会	//
16日(金)	部落差別人権委員会定例委員会	//
22日(木)	正義と平和協議会定例会議	//
22日(木)	第65回ルーテル/ローマ・カトリック共同委員会	//
26日(月)	ブラジル人司牧・協力者の集い打ち合わせ	//

「福島差別を危惧するアピール」部落差別人権委員会メッセージ

東京電力福島第一原子力発電所の事故で、大気中に放出された放射性物質の量は、広島原爆の168倍相当にも上ります。この放射性物質は、近隣都県に高い線量の被害を及ぼしています。わたしたちが、今まで高エネルギー消費生活を享受してきたことを省みるならば、今回の放射能被害は、福島県周辺の住民のみならず、日本全体で背負わねばならない問題なのではないでしょうか。

九州の福岡市内で今年9月に開店予定だった産地直送品の販売店「ふくしま応援ショップ」が出店を取りやめました。「九州に福島の放射能を持ち込むな」とのメールや電話による反対があったためとされています。さらに同月、愛知県日進市の「福島製打ち上げ花火」拒否や、10月に報道された大阪府河内長野市の架橋工事で「福島製の橋桁の放射能が不安」との声により工事が中断されたことなど、福島の排除は続きました。

京都の「五山送り火」の件を考えてみましょう。8月、岩手県陸前高田市の被災松でつくられた薪が「放射能が少しでもあるならダメだ」と二度にわたって拒否されました。そこには、見えない放射能とその拡散への恐れが、「亡くなった人々の冥福を祈る」という被災地の人々の思いをも踏みにじってしまう、あまりにも悲しい断絶が表れています。

いわゆる「安全神話」のもと、徹底した情報の隠ぺいと統制によって、原子力運用の危険性と原発事故の実態が市民レベルに行き渡ることが妨げられて、こうした排除・断絶を引き起こすことになりました。放射能が拡散していくように、忌避による排除・差別が広がりつつあるのです。このような事態を克服するには、すでに原発事故が起こってしまっている現在、わたしたちは3.11以後、生活環境はまったく変わり、日常的に放射能に囲まれているという現実を受け止め、その中で生きていく術を身につけねばならないのではないでしょうか。

「福島産のものは買わない」「福島の人には来てほしくない」といった反応だけでは、この現実を乗り越えていくことはできません。今回の原発事故は福島県とその周辺だけの問題ではなく、わたしたちすべての問題であり、今は、日本中が福島に連帯してその痛みを共有していく時なのです。そして同時に、未来への希望である子どもたち、これから生まれてくる新しいいのち、若い人々への被曝のリスクを最小限にすることも求められています。

政府は9月30日に、福島第一原発から半径20～30キロ圏の緊急避難準備区域を一斉に解除し、南相馬市など5市町村の2万6千人の人たちが、帰還できることになりました。環境線量が年間20ミリシーベルト以下の地域であり、今後緊急事態が発生する可能性が極めて低くなったため、というのが解除の理由です。国が決めたので信頼して帰還してよい、というのです。しかし、年間20ミリシーベルトという数値には、多くの人から批判が出され、政府内においても再検討が始まりました。これは人命を第一とした数字とは言えません。

福島を拒んでも事態がよくなることはありません。そして、このような高い放射能のある故郷に、苦しみを負って帰還していく福島の人たちに連帯し、寄りそって受け止めることで、初めてわたしたちは、今、何を選ぶべきなのかに気づけるのではないのでしょうか。拒まれなければならないのは、福島ではなく、福島の人々との連帯を妨げるわたしたちの排除と差別、そしてこの事態を生んだ原子力政策なのです。

原発は都会に作れない立地差別を前提とし、建設過程では賛否両側に住民を分裂させる人間関係破壊の働きをし、一度稼働し始めればその維持運営においては多大な被曝労働者を生み出し、かつ膨大な核分裂生成物、つまり「死の灰」を生み出し続けます。

今までに日本の54基の原発が生み出した死の灰の総量は、広島原爆の120万発分にも達しています。このように原発は、ウラン採掘から廃棄物管理に至るまで、人類に重い負担をかけます。とくに高レベル放射性廃棄物は100万年もの間、生命環境から隔離しなければならない危険物で、それはあらゆる意味で人類が管理できる限界を超えています。

わたしたち日本カトリック部落差別人権委員会では、福島の子どもたちが避難先で差別を受けたり、将来結婚差別を受けたりすることなどがないようにとアピールします。

2011年12月22日

日本カトリック部落差別人権委員会
委員長 平賀 徹夫（カトリック仙台教区司教）

「2012年世界平和の日」教皇メッセージ

若者に対する正義と平和の教育

1 神が人類に与えた恵みである新年の初めにあたり、わたしは深い信頼と愛を込めて、心からのごあいさつを皆様に申し上げたいと思います。どうかこれからの一年が正義と平和によって具体的なしかたで特徴づけられるものとなりますように。

わたしたちはどのような態度で新年に臨めばよいのでしょうか。詩編130の中にたいへんすばらしいイメージを見いだします。詩編作者はいいます——信じる人は主を待ち望みます。「見張りが朝を待つにもまして」（詩編130・6）。信じる人は堅固な希望をもって主を待ち望みます。主が光とあわれみと救いをもたらしてくださることを知っているからです。この待望は、選ばれた民の体験から生まれました。選ばれた民は、神が自分たちにこう教えたことを知っていました。「世の真の姿に目を向け、苦難に負けてはならない」。皆様をお願いします。この信頼の態度をもって2012年に臨んでください。確かに、去りゆく2011年は、労働界・経済・社会にのしかかる危機に対して募る不満によって特徴づけられました。この危機の根は、おもに文化的なもの、また人間の生き方によるものです。あたかも闇が現代を覆い、日の光ではっきりと見ることを遮っているかのように思われます。

しかし人間の心は、このような闇の中にあっても、詩編作者が述べる夜明けを待ち望み続けます。この期待はとくに若者のうちに生き生きとした姿で見ることができます。そのためわたしの思いは若者と、若者が社会に対してなすことができ、またなさなければならない貢献へと向かいます。それゆえ今年の第45回「世界平和の日」メッセージで「若者に対する正義と平和の教育」という、教育に関するテーマを扱いたいと思います。それは、熱意と理想を抱く若者が世に新たな希望を与えることができると確信するからです。

わたしのメッセージは、両親、家族、そして教育と養成の分野に携わるすべての人、宗教、社会、政治、経済、文化生活の諸分野とメディアの指導者にも向けられています。若者の世界に注意を払うこと、若者の

主張を聞き、重んじる能力は、単に便宜上のことではありません。それは、正義と平和に基づく未来を築くための、社会全体にとっての第一の務めです。

若者に、生きることの積極的な価値を重んじることを伝え、若者のうちに人生を善であるかたへの奉仕のために用いる望みを抱かせなければなりません。これはわたしたち一人ひとりが引き受ける課題です。

多くの若者が世界のさまざまな地域で最近表明した懸念は、若者が、堅固な希望をもって未来に向かいたいと望んでいることを示しています。現在、若者は不安を抱きながらさまざまなことを体験しています。それは次のものです。現実に立ち向かうための深い準備となる教育を受ける望み。家族をつくり、安定した職を見いだすことの難しさ。より人間らしく兄弟愛に満ちた社会を築くために、自分が政治・文化・経済生活に貢献するための実際的な能力です。

社会のあらゆる層で、このような不安と、そのもとにある理想にきちんと注目することが重要です。教会は希望と確信をもって若者に目を向けます。教会は若者を励まします。真理を求めなさい。共通善を守りなさい。周りの世界に心を開き、進んで「新しいこと」（イザヤ 42・9、48・6）を見いだしなさい。

教育者

2 教育は、人生の中でもっとも魅力的でありながら難しい出来事です。教育する (educate) ——それはラテン語の educere (引き出す) ということばを語源とします——とは、若者が自分を超越するように導き、若者を、成長をもたらす、充実した現実に導き入れることです。教育の過程は、大人の自由と、若者の自由という、二つの自由の出会いによって深まります。教育は、学ぶ者と教える者の双方の責任を要求します。学ぶ者は、現実を知ることができるよう心を開かなければなりません。教える者は、自分をささげる準備ができていなければなりません。そのためわたしたちは、現代において、これまでに増して、ただ規則と事実を伝えるだけでない、真の証人を必要としています。わたしたちは、広い経験を持ち、人よりも遠くを見通すことのできる証人を必要としています。証人とは、その人が他の人に示す生活をまず自分で生きている人のことです。

真の正義と平和の教育は、どのような場で行われるのでしょうか。第一の場は家庭です。両親は最初の教育者だからです。家庭は社会の原細胞です。「子どもは家庭の中で人間的・キリスト教的価値観を学びます。この価値観によって子どもは建設的で平和的に共存することができるようになるのです。子どもは家庭の中で世代間の連帯、規則を尊重すること、ゆるすこと、他者を受け入れることを学びます」(1)。家庭はわたしたちが正義と平和を習う最初の学びやです。

わたしたちの生きる世界では、家庭も、生活そのものも、たえず脅かされ、しばしば寸断させられています。家庭に対する責任を果たせないような労働条件、将来への心配、生活のリズムの慌しさ、ふさわしく生計を立てるため、単に生き延びるために頻りに転居しなければならないこと——これらすべてのことによって、両親がともにいるという、もっとも大切なことを子どもに与えることが困難になっています。両親がともにいることによって、人生の歩みを深く共有し、長年の経験から得た経験と確信を子どもに伝えることが可能となります。こうした経験と確信はともに過ごすことによって初めて伝達可能だからです。わたしは両親の皆様を励ましたいと思います。あきらめないでください。両親が自らの模範によって子どもを力づけることができますように。それは、真の正義と平和の源である神に何よりも希望を置くためです。

わたしは学校で働くかたがたにも一言申し上げたいと思います。深い責任感をもって、一人ひとりの人の尊厳を尊重し、大切にしてくださいませように。若者がおのおの自分の召命を見だし、神が与えてくださ

ったたまものを成長させる助けとなるよう心がけてください。子どもが、良心と宗教的原則に沿った教育を受けることができることを、その家族に保障してください。

教育の場は皆、超越者と他者に開かれた場となりえます。教育の場は、対話し、結束し、耳を傾け合う場となりえます。このような場で、若者は自分の能力と内的な豊かさを大切にされていると感じ、兄弟姉妹を尊重することを学ぶことができます。若者が、日々、他者に対する愛とあわれみのわざを行い、より人間らしく兄弟愛に満ちた社会の建設に積極的に参加する喜びを味わうことができますように。

わたしは政治指導者の皆様をお願いします。家庭と教育機関が、自らの教育の権利と義務を行使することを具体的な形で支援してください。両親がそれぞれの務めを果たすための適切な支援を欠くことがあってはなりません。両親に次のことを確保してください。だれも教育を受ける機会を奪われることはないこと、また、各家庭が子どもにもっともふさわしいと考える教育制度を自由に選択できることです。両親が、生計を立てるためにばらばらになった家族を再び一つにするために努力できるようにしてください。両親が、政治とは万人の善のために真の意味で奉仕することだという、清廉な政治観を若者に伝えられるようにしてください。

メディアの世界にも呼びかけます。教育に対してメディアとして貢献してください。現代社会においてマスメディアは特別な役割をもっています。マスメディアは、情報を伝えるだけでなく、視聴者の精神を形成します。それゆえマスメディアは若者の教育に著しく貢献することが可能です。教育とコミュニケーションの関係はきわめて密接なことを忘れないことが重要です。教育はコミュニケーションを通して行われます。コミュニケーションは人格の養成に対して、よいしかたでも悪いしかたでも影響を及ぼすのです。

若者も、他人に対して要求するのと同じ高い基準を、勇気をもって生きなければなりません。若者には大きな責任があります。若者が、自由を、賢明に、よく用いる力を見いだすことができますように。若者も、正義と平和の教育を含めた、自らの教育に責任を負っているのです。

真理と自由の教育

3 聖アウグスティヌスはあるときこう問いかけました。「実際、真理にまさって魂が強く欲求するものがあるだろうか (Quid enim fortius desiderat anima quam veritatem?)」(2)。社会の人間的側面は、教育がこのかけがえのない問いかけを生き生きと保てるかどうかにかかっています。実際、教育は、道徳的・霊的次元を含めた、人格の全面的な陶冶にかかわります。そこでは、人間の究極目的と、人間が属する社会の善が考慮されます。それゆえ、真理を教育するうえで、何よりもまず必要なのは、人間の人格とは何か、人間本性とは何かを知ることです。詩編作者は、周りの世界を仰ぎ見ながらいます。「あなたの天を、あなたの指のわざをわたしは仰ぎます。月も、星も、あなたが配置なさったもの。そのあなたがみ心に留めてくださるとは、人間は何ものなのでしょう。人の子は何ものなのでしょう、あなたが顧みてくださるとは」(詩編8・4-5)。人間とは何か。これこそが、問うべき根本的な問いです。人間は、心の中に、無限なるものへの渇き、真理への渇きを抱いています。この真理は、部分的な真理ではなく、人生の意味を明らかにできるような真理です。人間は神の像と似姿として造られたからです。そのため人は、人生がかけがえのないたまものであることを感謝をもって認めることにより、自分の深い尊厳と、個々人の人格が不可侵であることを見いだします。ですから、教育の第一段階は、人間の中に創造者の像を見いだすのを学ぶことです。そこから、すべての人を深く尊重することを学び、この最高の尊厳にふさわしく人生を送るよう他の人を助けることです。忘れてならないことがあります。それは「真の人間的な発展はすべての次元で人間全体に関係しているということ」(3)です。このすべての次元には、超越的な次元も含まれます。また、人格は、経済的な善であれ社会的な善であれ、個人の善であれ共同体の善であれ、個別的な善を得るために犠牲とされえないというこ

とです。

人間は神との関係において初めて、人間の自由の意味を理解できるようになります。教育の使命は、人々に真の自由を教えることです。人間の自由とは、強制がないことでも、自由意思が支配することでもありません。それは自己を絶対化することでもありません。人間は、自分は絶対であり、何ものにもだれにも頼らず、望みどおりのことができると思えるなら、自分の存在の真理に背き、自らの自由を失ってしまいます。むしろ、人間は関係的な存在です。人間は、他者、とくに神との関係のうちに生きています。神と無関係に真の自由を得ることはできません。

自由は高い価値ですが、それはもろいものです。誤解され、濫用されることもありえます。「現代の教育事業にとってとくにゆゆしき障害となるのは、わたしたちの社会と文化に相対主義が広く見られることです。相対主義は、いかなるものも決定的だとみなさないために、『自己』とその好みだけを究極の基準とします。そして、この『自己』という基準は、うわべは自由のように見えながら、各人を閉じ込める牢獄となります。なぜなら、それは自己を他者と分離して、各人をそれぞれの『自己』のうちに閉ざしてしまうからです。それゆえ、こうした相対主義的な世界の中では、真の意味での教育は不可能となります。真理の光がない状態においては、すべての人は、遅かれ早かれ、自分の人生と人生から生まれるさまざまな関係の意味や、他者とともに共通の何かを建設しようと努力することの価値を疑わずにいられなくなるからです」(4)。

それゆえ、人間は、自らの自由を行使するために、相対主義的な見方を乗り越え、自分自身についての真理、善悪についての真理を知らなければなりません。人間は自分の良心の奥底に法を見いだします。この法は人間が自らに課したものではなく、人間が従わなければならないものです。この法の声は、善を愛して行い、悪を避け、自分のしたよいこと、悪いことに責任をとるよう呼びかけます(5)。それゆえ、自由を行使することは、自然道徳法と深く結びついています。自然道徳法は本来普遍的で、すべての人格の尊厳を表し、人間の基本的な権利と義務の基盤をなします。したがって、要するに、自然道徳法こそが公正で平和な共存の基盤となります。

それゆえ、自由を正しく用いることが、正義と平和の推進の中心です。そのためには、自分と他者を尊重することが求められます。この他者には、そのあり方と生き方が自分と大きく異なる人も含まれます。このような態度が次の要素を生み出します。この要素なしには、平和と正義は無内容のことばにすぎないものとなるのです。すなわち、相互の信頼、建設的な対話を行う能力、人をゆるす力(人はたえずゆるされることを望みますが、ゆるすことは困難だからです)、互いの愛、弱者への共感、進んで犠牲を払うことです。

正義の教育

4 現代世界においては、役に立つこと、利益を得ること、所有することという基準のみに頼る傾向が広まったため、よい意向が表明されはしても、人格、人間の尊厳、人権の価値が深刻な形で脅威にさらされています。ですから、正義の概念をその超越的な基盤から分離しないことが重要です。実際、正義は単なる人間の取り決めではありません。正義は、究極的に、実定法によってではなく、人間の深い本性によって規定されるからです。人間に関する包括的な見方こそが、契約に基づく正義概念に陥ることからわたしたちを救い出し、正義を連帯と愛の地平に位置づけることを可能にするのです(6)。

わたしたちは次のことを無視することができません。合理主義的・個人主義的な経済原則に基づく現代文化のある種の思潮は、正義の概念を超越的な基盤から切り離し、正義を愛と連帯から分離しています。「地上の国は、単に権利と義務の関係によってではなく、より重要でより根本的な、無償性と慈悲と交わりによる関係を通して促進されます。愛はつねに、神の愛を人間関係において明らかにし、世界における正義へのすべてのかかわりに神学的かつ救済的な価値を与えます」(7)。

「義に飢え渴く人々は、幸いである、その人たちは満たされる」(マタイ 5・6)。その人たちが満たされるのは、神、自分自身、兄弟姉妹、そして被造物全体との正しい関係に飢え渴いていたからです。

平和の教育

5 「平和とは単に戦争がないということだけではなく、また敵対者間の力の均衡を図ることだけでもありません。地上で平和が得られるのは、各個人の善益の擁護、人間相互の自由な交流、個々人ならびに諸民族の尊厳の尊重、兄弟愛の熱心な実践があつてのことです」(8)。平和は正義の実りであり、愛のわざです。平和は何よりもまず神のたまものです。わたしたちキリスト信者は信じています。キリストはわたしたちのまことの平和です。神はキリストのうちに、キリストの十字架によって、世をご自分と和解させ、わたしたちを互いに分離する隔ての壁を取り壊しました(エフェソ 2・14-18 参照)。わたしたちはキリストに結ばれて、愛のうちに和解した、ただ一つの家族となります。

しかし、わたしたちは平和を単にたまものとして与えられるだけではありません。平和はわたしたちが築くべきものでもあります。わたしたちは、真の意味で平和を作り出す者となるために、共感、連帯、協力、兄弟愛について自らを教育しなければなりません。共同体の中で積極的に活動し、以下のことがらについての意識を高めなければなりません。国内問題と国際問題。富を再分配し、成長を推進し、発展に協力し、紛争を解決するための適切な方法を探求することの重要性です。イエスが山上の説教でいわれたとおり、「平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイ 5・9) のです。

万人のための平和は、各人のための正義から生まれます。だれも、自分に固有な能力と責任に従って正義を推進するという根本的な務めを免除されません。理想を強く追い求める若者の皆様にわたしは特別にお願いいたします。忍耐と堅忍をもって正義と平和を追求してください。たとえ犠牲を伴い、時流に逆らうことになっても、正義と真理の味わいを深めてください。

神に目を注ぐ

6 正義と平和の道を歩むという困難な課題を前にして、わたしたちは詩編作者のこぼれをもつて問いかけたくなるかもしれません。「目を上げて、わたしは山々を仰ぐ。わたしの助けはどこから来るのか」(詩編 121・1)。

すべての人、とくに若者の皆様に強く申し上げたいと思います。「世界を救うのはイデオロギーではありません。生ける神に返ることが、世界を救うのです。神は、わたしたちを造り、わたしたちの自由を守り、本当の意味で善にして真実であることを守るかただからです。……ただ、神に向かうことです。神は、何が正しいかを計る秤(はかり)であり、同時にまた、絶えることのない愛だからです。また、愛から離れて、何がわたしたちを救うことができるでしょうか」(9)。愛は真実を喜びます。愛はわたしたちが真理と正義と平和のために働くことを可能にする力です。なぜなら、愛はすべてを忍び、すべてを信じ、すべてを望み、すべてに耐えるからです(一コリント 13・1-13 参照)。

親愛なる若者の皆様。皆様は社会にとっての尊いたまものです。困難に遭っても落胆しないでください。それがしばしば問題を解決するためのもっとも簡単な道であるかのように見えても、間違った解決法に身をゆだねないでください。かかわり合うこと、苦労や犠牲に立ち向かうこと、忠実と堅忍、謙遜と献身を要求する道を選ぶことを恐れしないでください。自分の若さと、幸福、真理、美、真の愛への深い望みを信じてください。豊かで熱意に満ちた人生のこのときを、強く生きてください。

自分自身が大人に対する模範であり、刺激であることを自覚してください。皆様が不正と腐敗に打ち勝とうと努めるほど、よりよい未来を望んで築こうとしていることになり、実際にそうなるのです。自分の可能性を意識してください。自己中心的に生きるのではなく、すべての人に明るい未来をもたらすために働いてください。皆様は決して独りきりではありません。教会は皆様に信頼し、皆様を受け入れ、皆様を力づけ、教会のもてるもっとも貴いたまものを与えようと望んでいます。すなわち、神に目を上げる可能性、イエス・キリストと出会う可能性です。イエス・キリストご自身が、正義と平和です。

平和のことを心に留める世界中の皆様。平和はすでに与えられたたまものではありません。むしろ、わたしたち一人ひとりが目指すべき目的です。大きな希望をもって未来に目を向けようではありませんか。互いの歩みを励まし合おうではありませんか。現代世界をより人間らしく兄弟愛に満ちたものとするために、ともに働こうではありませんか。現在と未来の若者たちに対して共通の責任を感じようではありませんか。とくに、若者が平和の人、平和の建設者となるよう育てる務めを通して。わたしはこのような思いを込めて、考察を示し、すべての人に呼びかけます。「若者に対する正義と平和の教育」のために、わたしたちの霊的・道徳的・物質的力を一つにしようではありませんか。

2011年12月8日、バチカンにて、
教皇ベネディクト十六世

注

1. 教皇ベネディクト十六世「ラツィオ州とローマ県・市の行政当局者へのあいさつ（2011年1月14日）」（L'Osservatore Romano, 15 gennaio 2011, p. 7）。
2. 聖アウグスティヌス『ヨハネ福音書注解』（In Johannis Evangelium tractatus 26, 5 [金子晴勇訳、『アウグスティヌス著作集 24 ヨハネによる福音書講解説教（2）』教文館、1993年、46頁））。
3. 教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根ざした愛（2009年6月29日）』11（Caritas in Veritate: AAS 101 [2009], 648）。教皇パウロ六世回勅『ポプロールム・プログレッシオ（1967年3月26日）』14（Populorum Progressio: AAS 59 [1967], 264）参照。
4. 教皇ベネディクト十六世「ローマ教区大会開会挨拶（2005年6月6日）」（AAS 97 [2005], 816）。
5. 第二バチカン公会議『現代世界憲章』16（Gaudium et Spes）参照。
6. 教皇ベネディクト十六世「ドイツ連邦議会における演説（2011年9月22日）」（L'Osservatore Romano, 24 settembre 2011, pp. 6-7）参照。
7. 同回勅『真理に根ざした愛』6（AAS 101 [2009], 644-645）。
8. 『カトリック教会のカテキズム』2304。
9. 教皇ベネディクト十六世「WYD（ワールドユースデー）ケルン大会の前晩の祈りの講話（2005年8月20日）」（AAS 97 [2005], 885-88）。

略号

AAS Acta Apostolicae Sedis

（カトリック中央協議会事務局訳）

「東日本大震災から一年を迎えて」会長談話

今年2012年3月11日（日）は、東日本大震災から一年を迎えます。

東日本大震災は、17年前の1995年1月17日に起こった阪神・淡路大震災以来の東日本全域にわたる大惨事となりました。来る3月11日（日）には、犠牲となった方々を追悼し、被災地の一日も早い復興を願うミサ

や祈りの集いを全国各地のカトリック教会で行っていただきますようお願いいたします。

さて、あの2011年3月11日の出来事は、私たちの中で、生涯決して消える事はないでしょう。午後2時46分に起こった大きく長い横揺れに驚く間もなく、次々に送られてくる悲劇的な報道は、直接災害を体験しなかった者にまで、大きな衝撃を与えました。とりわけ大津波は、2万人近くの人々を死に追いやり、人々にはかり知れない災いをもたらしました。また、福島原発事故は、多くの人々の日常生活を破壊し、人々を放射能の不安に落とし入れました。

しかしながら、この大震災によって、人間が支え合うすばらしさにも出会うことができました。大震災のニュースが伝わるやいなや、お隣の韓国では、若い人たちが英語で「私たちは日本を愛しています。日本はかならず試練を克服するでしょう」と書かれたプラカードを路上でかかげている画面がテレビに映し出されました。また、世界中のいたるところから、義援金が寄せられました。そして、原発事故の被害を一刻も早くくい止めるために、経験と高度な知識や技術を持つ海外の専門家が惜しみない協力を行い始めました。

国内においては、全国各地の人々が被災地を訪れ、炊き出しやがれき撤去の手伝いなどをしながら、一人ひとりに声をかける心のこもったボランティア活動を行っています。

不条理としか言えない悲惨な現実を目の当たりにして、私たちは国内国外の多くの人々が、被災された方々のために支援しようとする一生懸命な姿に大きな感動と勇気をいただいています。ブータン国王の国会における演説も、被災地とわが国へのあたたかい励ましと支えとして忘れることができません。

ところで、大震災当日の被災地では、このような心からの支援を触発するような、自分の命を犠牲にしてまでも人の命を助けようとした人々の行動が伝えられています。ある社長さんが、研修のために自分の会社に来ていた中国の若い従業員たちを、津波から避難させようと、最後の一人まで裏の高台に逃がすために声をかけて踏みとどまったために、自分自身は押し流されて、帰らぬ人となりました。また、町内への有線放送を担当していた女性職員が、役所の中でマイクに向かい、早く避難するように呼びかけ続けて、必死に人が助かるように自分の務めを果たしたがために、自分自身は津波にさらわれてしまったということもありました。

このように、地震と津波、そして原発事故によって引き起こされた悲しく辛い現実から一年が過ぎつつあります。亡くなられた方々が、神のみ手の中に抱かれて、永遠に憩われるように祈り、そして、被災地が一日も早く復興し、被災者の方々が一日も早く元のような生活を立て直せるようにと、私たちカトリック信者は心を一つにして祈りましょう。

私たち日本の司教は、東日本大震災から一年を迎えて、当日のミサを教区の皆様とともにささげ、犠牲になった方々を追悼し、被災地の復興を祈ります。また、他のキリスト教諸派の皆様とともに心を合わせて祈る集いも計画しています。日本各地でこのようなミサがささげられ、祈りの集いが催され、多くの方々がともに祈りをささげることができますよう、願っております。また、信者の皆様には、このような公的な祈りに参加することも大切ですが、個人的な祈りも続けてくださいますよう、お願い申し上げます。

さて、日本のカトリック教会は、国内の義援金とともに各国のカトリック教会からも復興支援を目的とする義援金をいただきました。これらの義援金を活用しながら仙台教区とカリタスジャパンを中心に、カトリック信者以外の方々と一緒になって復興ボランティア活動が続けられています。また、男女修道会の活動や三教会管区が分担する地域における復興支援活動も継続的に行われ、各教区内の信者を中心にしたボランティア活動も軌道に乗りつつあります。

これらの復興ボランティア活動は、これから何年にもわたって行われてゆくことになり、そのためのボランティアも引き続き必要とされています。皆様の祈りと行動を通して、これからも復興支援を続けてくださいますようお願いいたします。

2012年3月11日

日本カトリック司教協議会
会長 池長 潤

東日本大震災の犠牲者と被災地復興のための公式祈願

2012年3月11日（日）四旬節第3主日は、東日本大震災1周年当日に当たります。そこで、日本カトリック司教協議会常任司教委員会は、当日のミサで唱えるための公式祈願を作成しました。四旬節第3主日のミサでは通常、洗礼志願者がいる場合、「洗礼志願者のための典礼」の公式祈願が用いられますが、本年3月11日には以下の公式祈願を使用することも可能としましたので、お知らせいたします。

なお、3月11日の『聖書と典礼』（オリエンズ宗教研究所発行）の共同祈願には、東日本大震災に関連する意向が掲載されますが、各共同体でもできる限り意向を準備して、震災の犠牲者と被災地の復興のために祈っていただくようお願いいたします。

2012年1月12日

日本カトリック司教協議会
会長 池長 潤

集会祈願

すべてを治められる神よ、
洗礼志願者とともに四旬節の典礼を行うわたしたちは、
一年前に起きた東日本大震災の犠牲者と被災地の復興のために祈ります。
いのちの源であるあなたのもとに召された人々を顧み、
永遠の安らぎにあずかせてください。
また、この震災と原発事故により、
家族を亡くし、家を失くし、生活の手段をなくした人々が、
一日も早く悲しみと苦しみから解放され、
安心して暮らせる日が来ますよう、あなたの力をお与えください。
聖霊の交わりの中で、あなたとともに世々に生き、支配しておられる御子、
わたしたちの主イエス・キリストによって。アーメン。

奉納祈願

いつくしみ深い神よ、
御子キリストとともに結ばれるわたしたちを顧み、
ここにささげる供えものを受け入れてください。
東日本大震災でこの世を去った人々が、
永遠のいのちにあずかることができますように。
わたしたちの主イエス・キリストによって。アーメン。

拝領祈願

いのちの源である神よ、
主の死と復活の神秘にあずかって祈ります。
東日本大震災で亡くなった人々が、
あなたのもとで終わることのない喜びに入ることができますように。
また、被災した人々が、
支え合う人々の働きを通して示されるあなたの愛に満たされて、
希望のうちに復興へと歩み続けることができますように。
わたしたちの主イエス・キリストによって。アーメン。

日本二十六聖人殉教者の列聖、および再宣教 150 周年にあたって

1597年2月5日（慶長元年12月19日）、長崎・西坂において殉教した「パウロ三木と同志殉教者」と呼ばれた二十六殉教者が、1862（文久2）年6月8日に教皇福者ピオ9世によって列聖されてから、今年でちょうど150年です¹。また、同年1月12日（文久元年12月13日）、横浜に教会（天主堂）が建立され、わが国における福音宣教が再開されてから、150年の節目の年を迎えます。

■日本再宣教の開始

1. 日本代牧区（使徒座代理区）復活と再宣教の初代教区長フォルカード司教の任命

キリシタン時代の1588年、教皇シクスト5世は日本で最初の「府内教区」（大分）を設立し、初代司教にモラレスを任命しましたが、実際に司教が日本に着任するのはマルティンス司教の1596年でした。しかし、江戸幕府の厳しい禁教政策によって、日本は鎖国状態になりました。

19世紀中ごろから、フランスでは日本の宣教再開を望む機運が高まり、日本の宣教に関心を持つ教皇ピオ9世によって、1846（弘化3）年、パリ外国宣教会が日本の宣教を委託されました。同会のフォルカード師は、日本代牧区の初代教区長に任命され日本に向けて派遣されましたが、禁教令に阻まれて入国できず、香港にむなしく年月を送りました²。

2. 「横浜天主堂」建立と再宣教開始

1858（安政5）年、事実上鎖国令が解除されるや、パリ外国宣教会のジラル師は江戸フランス領事館付き司祭として横浜に上陸し³、1862年に、横浜に天主堂を建てました。こうして日本での宣教が再開されました。そして、ローマでは同年6月8日に教皇ピオ9世によって、二十六殉教者が列聖されました。

3. 信徒発見

1864（元治元）年12月29日、長崎に二十六聖人にささげられる大浦天主堂が完成し、翌1865（慶応元）年2月19日、献堂式が行われ、パリ外国宣教会フューレ師とともに天主堂を完成させたプティジャン師が初代主任司祭となりました。その1か月後の3月17日、浦上村の潜伏キリシタンたちがフランス寺と呼ばれた同天主堂を訪れて信仰を告白し、潜伏キリシタンたちの存在が明らかになりました。このニュースは250年間の迫害を超えたキリシタン発見として世界に大きな驚きをもって伝えられました。翌年、プティジャン師は再宣教後、初の日本の司教となりました。

■再宣教 150 年の意義

¹ 列聖運動が日本人信徒の間から、それも殉教後10年もしないうちに起こっている。1604年1月26日（慶長8年12月25日）付けで、狩野源助 平渡路（平渡路はペトロの当て字）ら京阪（坂）地方の信徒代表者12名がローマ教皇に二十六殉教者の列聖を請願している文書が、スペイン・パストラナの文書館にある。ヨーロッパでは当時直ちに二十六殉教者の列聖運動が始まるが、宣教師追放など禁教政策によって日本からの情報も途絶え、中断する。その後、長崎二十六殉教者は、1627年、1629年の両年にわたってローマで列福された。

² フォルカード師は、サモスの名義司教・日本代牧区の教区長として、香港の教区長ロワゾラッティ司教によって、1847年2月21日に司教叙階された。また、1848年、香港代牧区の教区長に任命された。1849年に病気になり、1850年帰国の途に就く。その後、パリ外国宣教会を退会したのち、フランスのグアドループ教区、ヌヴェール教区、エクス大教区の司教を歴任し、1885年9月12日に亡くなる。ローマでの二十六殉教者の列聖式にはフランス政府の反対を押し切って出席した。1876年、日本代牧区が北緯と南緯に分割されるが、北緯代牧区の司教となるオズーフを司教叙階し、日本へ送ったのもフォルカード司教であった。また、ヌヴェール愛徳修道会来日のきっかけを作り、ルルドのベルナデッタに同会入会を勧めた。

³ 1858（安政5）年、幕府はアメリカ・オランダ・ロシア・イギリス・フランスの5か国と修好通商条約を締結し、外国人居留地内に限った教会建設を認めた。

415年前に殉教した二十六聖人殉教者も、禁教下で250年潜伏し脈々と信仰を伝えた数世代の信徒たちも、いずれもいのちをかけてキリスト教信仰をあかししました。そして、再宣教を果たした宣教師を迎えた信徒たちは再び激しい迫害にさらされ、多くの人々が信仰のためにいのちを落としました。その同じ信仰の血が、3年前ペトロ岐部と187殉教者の列福の恵みをいただいた現代のわたしたちに脈々と流れていることを忘れることはできません。前教皇福者ヨハネ・パウロ二世が来日の折、「日本の教会は、殉教者の血を土台としている」と言われたとおりです。

そこで、まず150年前、世界の片隅、東の島国の日本の教会のために、フランスをはじめ世界の教会が、心を合せて祈ってくれていたことに注目したいと思います。再宣教が開始されたその年、教皇ピオ9世が二十六殉教者を列聖して、日本のキリスト者のために祈るよう、世界に呼びかけたのでした。それにこたえるかのように、パリ外国宣教会の司祭たちや、幼きイエス会（ニコラ・バレ）、ショファイユの幼きイエズス修道会やシャルトル聖パウロ修道女会の若い姉妹たちが、禁教令が解かれたばかりの厳しい日本で福音宣教を開始し、世界各国の宣教師がそれに続きました。

わたしたち日本の教会はこの記念の年に当たり、神が日本のために備えてくださった驚くべき救いの歴史を振り返りましょう。そして、日本のために祈ってくれていた世界の教会に目を向け、感謝の心を持ちたいと思います。日本の教会は、その初めから世界中の教会と結ばれているのです。

教皇ベネディクト十六世は、今年の10月から「信仰年」を開催されます。再宣教150年を迎えたわたしたちは、今までの日本の教会の歩みを確認し、これからの福音宣教のあり方について、あらためて考えるときです。第二バチカン公会議（1962～1965）とNICE（福音宣教推進全国会議1987、1993）の精神を継承し、日本の新しい福音化の推進のために、「信仰年」を迎えるふさわしい準備をいたしましょう。

2012年2月5日

日本二十六聖人殉教者記念日に

日本カトリック列聖列福特別委員会

委員長 大塚喜直

新刊書籍案内

※ 「普遍的倫理の探求—自然法の新展開」 教皇庁国際神学委員会

カトリック中央協議会 「会報」 2012年3月号 （通巻489号）

発行日 2012年2月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <http://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457